

官民競争入札等監理委員会
第144回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第144回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成26年10月28日（火）16:00～17:15

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

- 防衛大学校の本科学生等の営内居住者に対する調理作業等業務委託
- 空港土木施設維持修繕工事

3. 市場化テスト実施に係る民間事業者との意見交換会の結果について

4. 閉 会

○樫谷委員長 それでは、定刻になりましたので、若干遅れる先生がいらっしゃいますけれども、第144回「官民競争入札等監理委員会」を始めたいと思います。

まず、2件の実施要項(案)について御審議いただきたいと思います。

本件につきましては、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。

まず、防衛大学校の本科学学生等の管内居住者に対する調理作業等業務委託の実施要項(案)について稲生主査から御報告をお願いしたいと思います。

○稲生委員 御報告申し上げます。

まず、資料1-1と資料1-2がございまして、その後でございますか、ポンチ絵がありますので、それをご覧いただければと思います。

本件業務の概要でございますけれども、防大のほうで献立、食数の把握、食材の発注等をするということで、防衛業務という特殊性もあることから、言ってみれば核の部分、重要な部分については防大のほうで処理をするということです。

これを受けて、今回の業務委託の内容に入っておりますが、受託業者としましては、実際の調理作業を中心に行うというものでございます。具体的には、配食・配膳、調理、食器の撤収、洗浄あるいは清掃といった業務を担当する、大体こういう概要になっております。

戻りまして、資料1-1でございます。今回、契約期間については公共サービス改革基本方針に定められておりますけれども、平成27年度から3年間の期間ということで民間競争入札を実施するものでございます。

我々小委員会で議論させていただきました論点としては3つほどございまして、資料1-1の1から3までの議論等をいたしました。業務の引き継ぎ、入札参加資格、情報開示といったものでございます。

業務の引き継ぎにつきましては、実施要項(案)の5ページにございますけれども、引き継ぎが円滑に実施されるようにということでございまして、今回、大がかりな配膳業務等も入っておりますので、そういう意味では現行受託者及び受託者に対して防大自身も必要な協力を行う旨を追記いただきました。

2つ目の入札参加資格というものでございますけれども、要は、共同体として入札することが想定されることもございますので、あくまでも入札参加資格については全体である共同体として出せばよいという形で緩和いただいたというものでございます。資料1-2、要項でいうと7ページ目に記載があるかと思えます。

続きまして、3つ目の論点の情報開示についてでございます。当初のものにつきましては、受託者に使用いただける国有財産についての記載が不足していたということもございますので、実施要項(案)、資料1-2で申しますと30ページ以降になりますけれども、使っていただける施設が30ページ、主に使っていただける厨房用の備品が31ページから32ページ、通番でいうと60分の32まででございますが、具体的な記載をいただいたということ

でございます。

こういったような修正を施しつつ、パブリックコメントをとりましたけれども、実際に実施要項(案)の変更に至るような主な意見というものは特にいただかなかったということでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、空港土木施設維持修繕工事の実施要項(案)について石堂主査から御報告をお願いしたいと思います。

○石堂委員 よろしく申し上げます。

空港土木施設維持修繕工事ということでございまして、資料2-1にありますように、全国にわたる空港を3グループに分けまして、今、第2グループの2巡目ということでございます。

資料に、このようなカラーページが挟んであるかと思いますが、実際どういうことをやるかということで、カラーページの左側にありますように、滑走路等の巡回、緊急の補修、標識の維持、草刈り、寒冷地帯では除雪といったような事柄を請け負うという内容でございます。

さらに、カラーページのもう1ページは、空港土木施設維持修繕工事に係る契約条件等の推移ということで、平成23年度から始まりまして、いろいろと見直しをしてきたということです。一番下に「効果等」という欄がございますが、3つのグループで26年度の契約まで書いております。左から見てまいりますと、1者応札がそれぞれ減ったとか、応札者数がふえたとか、なかなかいい結果が出ていたのですが、一番右側の26年度のところにまいりますと、1者応札がゼロから2になってしまったとか、あるいは応札者数も減ったというような状況もございまして、やはり不断の見直しが必要という結果になっておるところでございます。

資料2-1に戻っていただきますが、今回、実施要項(案)につきまして、国土交通省さんのほうで3点の改定を入れて提出していただきました。

まず、第1が主任技術者または監理技術者について、これまで契約期間中途交代する場合は国土交通省への協議を必要としたということで、なかなか交代が難しいという印象の中で推移してまいりました。業者さんのほうのヒアリング等でも、3年間実質的に技術者がこの件に張りつきになるというのは非常に負担が大きいということが強く出てまいりまして、それをどう緩和するかということが課題でございました。今回は、3つの条件をつけてそれが満たされれば、国土交通省さんの案ではそれでもまだ協議の上でとなっていたのですけれども、小委員会の中で、そこは届け出でいいのではないかとということで、緩和していただいたということです。

3つの条件というのは、技術者があまりころころ代わられても困りますので、1年以上は同じ人間が継続するという、次に、当然のことながら後任者も前任者同様の実績が

あること、さらにもう1つ、前任者と後任者が1カ月間は重複して勤務するというを守っていただければ、届け出で交代が可能ということにしたところでございます。これは業者さんにとってはかなり有効な緩和策になるのではないかと考えております。

もう1点が、こちらは社会保険加入に関する国土交通省からの指示を取り込んだというところでございまして、実施要項(案)の入札参加資格に関する事項に、健保、厚生年金保険、雇用保険法に定める届け出の義務を履行していなければだめですと書き込むということでございます。

もう1点は、過去の実施状況に関する情報開示の充実でございまして、これまで年度単位でしか示してこなかったものを月単位で表示するということです。これは、実施要項(案)の22ページと26ページを見ていただくとよくわかるかと思うのですが、月別の業務の波動をそれぞれある程度わかるように表示したということでございます、これも新規に挑もうという業者さんにはかなり有効な情報になるのではないかと考えております。

提出された変更点は3つだったのですが、そのほかにパブリックコメントを取り入れた変更といたしまして、裏面にございますけれども、空港工事施工管理技術者を抱えている業者は加対象としてくれないかという要望がございました。空港工事施工管理技術者というのは23年度から始まった制度でございまして、まだ比較的若い資格でございます。これまでも業者さんからこれを加点項目にという要請はあったのですが、まだ有資格者が余りいない段階では一部の業者に有利になり過ぎるかもしれないということで控えてまいりました。25年度末でこの有資格者が350人以上になったということで、今回から加点項目に入れる修正を行ったということでございます。

都合この4点の改定を含めたもので今回入札を実施していきたいということでございます。

説明としては以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、2件につきまして御説明いただきました。御意見、御質問ございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特によろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定に基づきまして付議されました実施要項(案)につきましては、監理委員会として異存はないということにしたいと思っております。

続きまして、次の議題であります市場化テスト実施に係る民間事業者との意見交換会を行っていただきましたが、その結果につきまして事務局から御報告をお願いしたいと思います。

○新田参事官 それでは、市場化テスト実施に係る民間事業者との意見交換会の結果につきまして、私のほうから御説明を申し上げます。

お手元の資料3-1, 3-2, 3-3、これらによりまして御説明を申し上げたいと思います。

民間事業者との意見交換会につきましては、前回の監理委員会で簡単に開催いたしましたという御報告と、内容につきましては整理して次回の委員会で御報告申し上げますということをお話ししていたところございまして、その内容でございます。

この意見交換会に関しましては、資料3-1が全体の概要でございます。上のところにもざっと書いておりますが、特に民間事業者からの事業提案を毎年受け取っているところですが、活性化ということを大きな主眼といたしまして、実際にこれまでに意見提案をしていただいた民間事業者の方、それから現に市場化テストで受託されている事業者の方、その他、内閣府のホームページで一般から公募させていただきまして、民間企業の方々に出席いただけないかという御招請をさせていただいたところ、参考資料に参加いただいた企業のリスト名が入っておりますが、22者から御応募いただきました。当初どれくらい受けていただけるかと結構心配だったのですが、かなり積極的に皆様の御参加をいただきました。

今回は任意といいましょうか、初めての試みでもございますので、匿名で、かつ事務局のほうで非公開の意見交換会ということで開催させていただいたのですけれども、たくさんの方に御参加いただいたこともございまして、特に事業者の方を選別することなく、御応募いただいた方皆様から御意見をいただいたということで、数が多いものですから、2日間に分けて意見交換会を実施したところでございます。

また、今、申し上げましたように、かなり活発な御意見をいただいたということもあり、また中身もかなり示唆に富んだものが多かったものでございますから、当初、非公開という予定だったのですけれども、参加の皆様御了解を得た上で、企業名を伏した上で意見の概要等につきましては公開させていただこうという方向になったということと、本日のこの委員会でも御紹介させていただいて、これも公開の審議ということで扱わせていただいているということでございます。

実際にいただいた御意見でございますが、資料3-3がそれぞれ会社ごとにいただいた意見を要約したものでございます。また、資料3-2はそれをさらにテーマ別といいましょうか、意見の分類ごとに再整理をしたものでございまして、それをまた要約したものが資料3-1という構成でございます。

お時間もございまして、資料3-1を中心に御紹介申し上げたいと思っております。

民間事業者からの主な意見ということで大きく5つのくりにしておりますけれども、これらの御意見をいただいたということでございます。横に星印、丸印、三角印などを付けているのもございますけれども、これは、事務局としては今後こういう扱いにはどうだろうかということを今の段階で検討しているものです。星印がついているものにつきましては、ヒアリングなども含めて、今後、監理委員会の中で議論していただく必要があるのかと思っている事項です。丸印につきましては、入札小委の審議などを通じて検討を

促していくべき事項です。三角印につきましては、近年の標準例の改定などによりまして一定程度対応ができています。無印につきましては、むしろ一般的な事項として実施府省のほうで問題意識を持っていただく必要があるのかと思うところもございまして、そうしたところで実施府省などと問題意識を共有していきたいと思っているようなものでございます。

大きく5つと申し上げましたけれども、大きなテーマといたしましては、やはり民間からの提案募集ということの中核でもございます。今後の新たな対象事業の拡大というところでもございます。この部分としていただきました意見といたしましては、国の業務に関しまして、例えばということで年金収納事業のうちの窓口やバックオフィスの業務、こうした部分についても対応が可能ではないか。

ハローワークなどの雇用支援の分野につきまして、ハローワークそのもの本体を全部ということではなくて、ハローワークが今やっている仕事の中でも民間が実施できる領域の分野があるのではないかと、その検証が必要ではないかという御意見です。例えば新卒の関係やマザーズなど特化した派生機関などについて民間が入る余地があるのではないかと、この御意見でございました。

その次の2つ、国立病院機構の病院施設、国立大学法人の建物や附属病院、これらの施設の包括的な管理業務につきましては、民間の病院や大学、あるいは公立の病院や大学につきましては既に民間への包括委託などもやられているということもございまして、これらについても可能ではないかという御提案がございました。

また、統計調査関係で大規模な統計調査の基幹統計のうち各府省が個別に実施しているようなものでありますとか、あるいは景気ウォッチャーといったものについては民間でもできるのではないかと。

国家試験業務につきまして、各府省がばらばらに行っているものを一括して行うということで民間のノウハウを生かせるのではないかと、この御提案がございました。

また、地方自治体の業務の中では、公金債権回収に関して、特に地方税や国民健康保険の延滞金などの収納について、自力的な執行権を地方公共団体は有しているわけですが、それがコストあるいは人材の問題で十分使われていないところもございまして、民間には人もノウハウもあるから、こうした部分について任せていただけないか。

それから、会計や監査の分野につきましては、公権力の行使がない業務なので、民間でもできるのではないかと、この御提案があったところでございます。

その他、国、地方の区別なく参考となる御意見ということで、特に現状の市場化テストが実施組織ごとあるいは業務ごとに細分化して発注されているところもございまして、そうした部分について包括化して、例えばバックオフィスの業務についてはシェアードサービスみたいなことが十分考えられるのではないかと、そのほうが効率がよいのではないかと、この御提案や、業務を細切れにして出すのではなくて、周辺業務を含めて、例えばシステムの運用とか、本体業務とその周辺の業務という形で束ねることで民間事業者のマネジ

メント能力を活用できるのではないかという御提案、それから公務員の職員研修などについて個別の組織ごとに研修が発注されているところもございますので、研修センターの運営を含めてこれも包括化していけばより効率的ではないかという御提案をいただいたところでございます。

これらの意見につきましては、今回、あくまで任意の意見交換会ということもございませうので、今後、法に基づきます意見募集の中でぜひ改めて提出していただきたいことを御依頼しているところでございまして、その結果を受けて実施府省のほうにも相談していきたいと考えているところでございます。

続きまして、その他、下の4つはどちらかというと実際の市場化テストの運用にかかわる部分についていただいた意見でございます。テーマごとに4つに分けております。

まず、調達に関する考え方ということでございます。これに関しましては「民間事業者の創意工夫の活用と業務品質の確保」と書いておりますが、例えば予算の競争に実質的になってしまっているものが結構多くて、総合評価といいながら、技術提案が低くて予算での競争になってしまっている、あるいは予算の制約があるために民間側としての工夫の加えようがない部分があるということもございまして、あらかじめ予算を固定化した上で企画競争などでの付加価値の部分での競争をさせていただきたいとか、あるいは技術提案の部分をもっと重視した配点をしてくれという御提案がございました。

また、特に優良な創意工夫に関しましてインセンティブを付与していただきたいという御提案、これは端的に申し上げれば、受けてから頑張っても次回に頑張ったことが反映されない、やった企業からすれば利益がないとなると、受けたものについて頑張ろうという意欲がなかなか湧かない部分もございませうので、良好な事業者に対してはインセンティブ、あるいはよくない場合にきちんとディスインセンティブをかけるということを検討してもらいたい。それと、実際、事業者を選定するプロセスで、なぜ自分たちはだめだったのかということも含めて、あるいはどういうところを評価してここが選定されたのかということも透明化することでもって次回の応札意欲が上がるということ、あるいは複数の契約があった場合に、似たような要項であるにもかかわらず、評価者ごとに評価のポイントが違うということが発生していることについて、このあたりについても透明化することでもってわかりやすくしていただきたいというお話でございます。

また、実施に必要な予算の確保、あるいは複数年化の重要性などが述べられているところでございます。

また、体制構築のための時間を含めた十分な引き継ぎ期間の確保ということで、例えば4月からの事業開始ということで前年12月までに落札者を決定していただくようなことができれば、体制の確保の観点から非常に取り組みやすいという御意見をいただいているところでございます。

続きまして、実施要項や仕様書の内容ということでございます。特に目標値の設定みたいな部分について公のほうから一方的に押しつけるということではなくて、民間事業者と

の情報の共有の中で協議をして、より適切な目標を設定していくような仕組みがつかれないかという御提案がございました。

また、特に施設管理に関しては統括管理業務が入って相当成果を上げているというふうには民間の方も自負をお持ちということで、それらについてきちんと評価をして、経費についても明確に計上してくださいというお話です。

それから、実際にコストの削減や業務品質確保の観点から情報開示がまだまだ十分でないものがあるということもございまして、これまでに比べれば最近は随分進んでいるのだけれども、まだ限定的なものがあるので、さらなる情報開示をお願いしたいという提案です。

国の施策として女性の活用や高齢者雇用などが強く打ち出されつつあるところでございますけれども、これら国の施策に合致しているようなものについてCSRの観点から仕様書に反映するとともに、その結果、コストアップになるものについてはちゃんとコスト分を見てくださいというお話があります。

また、業務発注者のほうで仕様書の作成に当たって仕様書と現場の乖離があるものがまだあって、そうした場合に現場に即してこうしたほうがいいのではないかという提案をしたところに対して、いや、仕様書どおりにやってくれというような現場も結構あるということがございまして、仕様書作成に当たって、もちろん仕様書というのは契約の中で必要なのですけれども、その後に実際に運用に入った段階で現場の状況に合わせて民間事業者と協議しながら、その仕様書の内容について変更していけるような仕組みが欲しいというお話がございました。また、仕様書が曖昧になっていることによって現場で思わぬ指示を受けることもあるという話も出てきているところでございます。

続きまして、事業実施期間中の対応でございます。複数年契約化することが重要だというお話がございましたが、先ほどの話と似ているのですけれども、現状に合った変更を後できちんとできるような枠組みをつくっていただきたいということです。物価の変動でありますとか、特に今、インフレ傾向になっておりますので、そうした経済的な変更の部分、社会情勢の変動などによって実施方法の見直しが必要になった場合にそれを柔軟に変更できるような枠組みが欲しいという提案です。

追加作業について、こういうことはあってはならないのでしょうかけれども、契約変更をきちんとせずに追加的な作業を依頼されることもあるというお話が出てきておりまして、これらにつきましても、実施要項中で変更手続の明確化、その際の条件の明確化などが必要なかなと思ったところでございます。

同じような趣旨で、消費税増税分についてはちゃんと精算をしてくださいということ、あるいは業務実施手法に関しまして、委託側と受託側の相互理解、これはどういう意味かといいますと、官のルールと民のルールというのがやはりあって、官の側が公平あるいは平等にどうしてもこだわってしまうところがある一方で、民間はやはり基本的に収益というものをベースに動いていく、そここのところのすり合わせがうまくいっていないような事

案がありますので、そこらについて相互に理解を進めて、よりよいものにしていきたいということです。例えば債権回収などで離島や遠隔地の方、非常にコストがかかる人を平等に回ってくれという話があったときに、民間側としてはやはり利益のあるところからきちんと回していきたいというところもあって、そういう齟齬が生じるという御意見が出たところでございます。

また、手続が非常に煩雑で、特に人件費が大半のような業務が多い中で、概算払い、部分払いについてもっと手軽にできるようにできないかということです。

施設管理について「受託者の提案の積極的活用」と書いてございますけれども、実際に現場に入って、不具合を発見したときに改善提案書を出したとしても、改善行為そのものが別契約になってしまうために自分たちの利益に直接つながらないということで、これも言ってみれば受注した事業者の改善に向けてのよりよい管理をしていくという意識づけのためにもこうした部分について何とかならないかという御意見がございました。

最後の事業評価に関しまして、経費削減効果について適切な算定をしてくださいということで、これは単に契約額の増減だけではなくて、官の業務負担軽減によります人件費分の減少でありますとか、あるいは施設管理においての光熱費などで契約の中に入っていないものが下がったような場合、こういったものについて入札価格とあわせてこれらについても実質的な効果として評価をしてくださいという御意見がありました。

特に官側が設定した評価目標だけではなくて、企画提案書の中で実際に提案があった内容について、それがきちんとできているかどうかを評価していただきたいという御意見がございました。単にアンケートや検査の回数などだけで評価するのではなくて、品質の向上についてどう寄与したのかということをちゃんと評価してくれという趣旨でございます。

また、同じような意味で、1者応札になっているものについて、1者応札だからだめだと単純に切り捨てるのではなくて、実際に市場化テストを導入して結果として1者応札ではあったけれども、業務の品質や経費の削減の状況から効果があったものについては効果があったというふうに評価してほしいという御意見です。

PDCAサイクルによるそれらの評価内容について適切に次期実施要項や仕様書などに反映していただきたいというお話です。

実施状況報告につきまして、非常に煩雑で書式も多くて負担が大きいので、もっと簡素化できないか、もうちょっと簡単にシンプルにできないかという御意見もございました。

これらを総括的に運用の部分に関して申し上げますと、優良な事業者の成果については正しく評価して、それを民間のほうにちゃんとバックしてくださいという御意見が多かったのかなと思いました。もう1つは、入札時の競争だけではなくて、受注後に民間がノウハウを生かして創意工夫できる、その意欲をちゃんと継続できるような仕組みはつくれないかという御意見が多かったと感じたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。大変示唆に富んだというか、考えさせられる提

案がたくさんあったということで、非常に有意義であったのではないかと思います。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。伊集院委員、どうぞ。

○伊集院委員 御説明ありがとうございました。私も皆様の御意見を拝見いたしまして、市場化テスト制度の運営についていろいろとやはり改善していく必要があるということを実感した次第です。円滑に行うためには、こういった諸所の御意見を参考にしながら、さらに民間事業者の創意工夫みたいなものをなるべく生かせるような方向性を持っていくということが必要かと思えます。そのためには、やはり府省庁及び地方自治体の担当者の方々との意見交流といいますか、相互理解というのはより深める必要があるのではないかと実感した次第です。

いろいろ御意見があった中、調達に関する考え方ということで、事業を円滑に実施し、効率的にまた安定的に行うためにも、事業者のいろいろな創意工夫を生かせるためにも、契約の年間をもうちょっとふやしてほしいという御意見がございますね。これまで3年ぐらいが多いのだけれども、5年ないし7年ということのようですが、このあたりをどういうふうに考えるかということも一つの課題ではないかと思えます。長ければいいものでもないし、社会情勢、経済情勢が変わっていく中でその辺のところをどういうふうに考えていくか、この方向性としてはすごくいいと思うのですが、これをどんなふうに考えたらいいのかと思えます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

事務局で何かございますでしょうか。

○新田参事官 いただいた御意見は、特に施設管理に関しては5年から7年ぐらいがちょうどいいというような御意見もあったところでございます。ただ一方で、今、人件費が上がっているところもございまして、余り長くなるとそれはそれで受注リスクが発生するので、先ほどの契約の柔軟な見直しというのと抱き合わせみたいなことが必要になってくるのかなというところもございました。

現行としては、まだまだ単年度で行っている契約も多うございますので、これらにつきまして、3年とか5年とかという形で徐々に長期化して行って、全体としてメリットが一番発揮できるようところに最終的に落ちていくように継続して工夫していく必要があるかと思っております。

○前原委員長代理 ちょっとよろしいですか。

○樫谷委員長 委員長代理、どうぞ。

○前原委員長代理 全体的には非常にいい御意見がたくさん出ているので、できるだけ対応していったらいいと思えますけれども、1つだけちょっと気になっていますのがハローワークです。一般論として雇用支援というのは、労働市場が非常に変化したので、こういう言い方だとよくないかなと思うのです。問題点として、新卒と書いてありますが、新卒の場合はミスマッチが非常に大きいので、地方の企業の採用情報を例えば東京に出てきて

いる学生は見られないのですね。前に聞いたら、やるようにしましたと、新宿のハローワークに来てくれたらやれますと言っているので、そうではないだろうと、大学の就職支援センターのようなところでその情報が見られるようにしなければいけないということを申し上げたのですが、それができるようになっているのかどうか、できていないのであれば、そういうふうを考えてほしいと思います。

それから、地方の企業と東京に出てきている地方の学生のインターンシップですが、夏休みに田舎に帰ったときに地方の企業でインターンシップができるような情報提供ができると非常にプラスになる。今の政権がやろうとしている地方創生にもつながるので、そういうことを工夫してほしいと思うのですが、そういうことができる業者なんかが入ったらいいかなと思います。

もう1つ問題は、一般論としての雇用支援というよりも、かつて就職氷河期に正規雇用にならなくて非正規の谷間に落ち込んだままになっている若者が百数十万人残っているのです。これは長い目で見ると日本経済にとっても大変な負担になってくるのですけれども、それにスポットを当てて就職支援をやることをテーマにしてもらえると非常にプラスになるのではないかと。しかも、地方の企業で人手不足になっていますので、そういうところとつなげるようなハローワークのあり方を検討していただいて、それを民間のほうにやらせることができれば、経済全体でプラスになると考えていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○樫谷委員長 ありがとうございます。もうちょっと大きな観点からという話ですね。

いかがでしょうか。これについて何かありますか。

○新田参事官 恐らく市場化テストどうこうという以前に、雇用施策についてどう考えるかという御意見だろうかというところもございますので、その話を含めて。

○前原委員長代理 自分のところでできなかつたら、そういうことができる業者に任せるとかね。もっと本当に役に立つハローワークになるためにどうしたらいいかと考えてほしいのです。

○樫谷委員長 北川委員、どうぞ。

○北川委員 まず、官がやるか民がやるかという問題以前に、政府がやるか地方自治体がやるかという、これがまた厚労省はばかげていて、川島さんもいらっしゃるけれども、絶対離さないのです。古い考えで、今おっしゃったように、やってやるというので、ばかくさくて行けるかという話ですね。生活保護の問題もあれば、マッチングのものもあれば、いろんな要素が大分変わってきて、今、佐賀県と埼玉県が先行してやり始めて、全国で10カ所ぐらいやり始めて大分変わってきたのですが、まず官から民へ行くよりも、国から地方へ回さない、ハローワークは傲慢そのもので、やってやるというようなことが諸悪の根源であったということでございます。ILOとかいろんなことを持ち出してきて、なかなか難しい問題があるのですが、そういう問題も、ここで民に行くための全体の状態が、まず国から地方へ行って、それで地方とみんなだと、このハローワークはトータルの話ですね。

これは絶対国でなければできないとかいうところから崩していくという要素が一つあると私は思います。

話は変わりますが、もう1つ、事務方でこの問題も大変よくやっていただいていると評価したいと思います。民間の方の言い分は、やはり官が情報公開の時代だから公権力の行使の範囲がどうかというのでかたいのです。だからマーケットが小さいのです。民間がやろうとしてもなかなかもうけさせてくれない。今おっしゃられた複数年契約とかいうのも、自分たちの立場で単年度でやらなければいけないということだったら、ビジネスとして成り立たないわけですから、意識的にやられている場合もあると思うのです。だから継続でそのままいくというようなことになっているということですから。

でも、すごく進んできたと思います。官のほうも、そうはいつでも進んできたし、その間の弁護士さん、会計士さん、そういう専門の方の意見も随分取り入れられ、弁護士会も変わってきていると思うのです。何で公権力の味方をしなければならぬのだというのは、日弁連の会長さんが、そうではないのだと、情報公開だから公権力に味方しても主権者の味方になるという見解を公表いただいたということで、相当変わってきていると思います。したがって、複数年契約、5年がいいか、7年がいいかというのは専門家に任せますが、そういったことにすると民も生かされてくるし、官のほうも情報公開を前提とした仕組み直しというのも考えるべきではないか。そんなことのトータルの移行かなという、この監理委員会でどう捉え、取り上げるかはまた御検討いただければと、そのように思いました。

○樫谷委員長 大変貴重な御意見をありがとうございました。

石堂委員、どうぞ。

○石堂委員 新たな対象事業のその他のところにシェアードサービスの話が出ております。左側の一番下のところにも国家試験の各府省庁等が実施している試験を一括というのがあって、要するに、各省庁に、予算がそれぞれ区分してついているというのが背景にあって、一括と言ってもなかなかいかないということかなと思うのですけれども、一方では調達改善の中で共同購入というのがもう既にかなり行われています。そうすると、予算上こういうシェアードサービスとか一括発注というのができないのか、それともやろうと思えばできるのだけれども、やっていないだけなのかというのはちょっとわからないのですね。実際にこういうことをやろうと思ったときに、予算のここにこういう制約があるとできない、それを取り払うにはどうすればいいのだという議論に進んでいくのか、いや、考え方さえ変えれば今の予算制度の中でも結構柔軟にできるのですよということなのか、そこをまず知りたいと思うわけなのですが、その辺、何かお聞かせいただければありがたいと思います。

先ほどの国庫債務負担行為契約も似たような部分があって、以前から私はいろんな場で、調達改善のために長期契約するということを予算上認めることには少なくとも今はなっていないので、それは何とか制度を改正すべきでないですかと申し上げているのですけれども、そういうことも含めて予算制度の改正がこのために必要なのか、そこを見きわめたい

という感じがいたします。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

○新田参事官 シェアードサービスに関しましては、恐らく可能性はあるのだろうという感じは持っております。確かに、どういう形で精算するのか、契約をどこがどういう形でやるのかというところについて技術的な問題が恐らくあるだろうと思いますので、ちょっと検討させていただければと思います。

○石堂委員 おっしゃるとおり、技術的な問題というのが、結局はやればやれるのだけでも、そのために物すごく手続が複雑だと、それはやはり手続が複雑だというのが制度的なネックなのですね。ですから、それも含めて、現行の予算上これは守らねばならないと書いてあるもののどこかが支障しているのか、何度も申し上げますけれども、今までやってきたとおりにやろうという考え方がまずいのか、そこを見きわめたいということです。

○樫谷委員長 ありがとうございます。予算制度の問題はなかなか難しい問題ですけれども、これもやはり厳格な単年度主義ではなくて、もう少し弾力的な予算編成も考えてやらなければいけないとは思いますが、なかなかかたいですね。かたいと言って諦めるのではなくて、やらなければいけないと思います。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員 本日の事業者様へのヒアリングについてのご報告は非常に良かったと思います。多面的な意見を知ることができ、非常に考えを深くすることができました。大変感謝しています。そうした上で4点ございます。

まず、1点は、資料3-3の詳しいほうをよく読むと、さまざまな局面において、お役所の仕事について無駄あるいは非合理的な部分があるということについて多くの事業者さんが大なり小なりおっしゃっていたという印象を受けました。私ども監理委員会では、実施要項だとか、その後の実施状況のチェックであるとかといった視点はありますが、少し引いてみた場合に、無駄であるとか、おかしいかということについてのチェック機能がないということのを改めて思い知らされました。

例えば、実施後あるいは、途中での実施状況のチェックの際にでも、事業者様に何か無駄なこと、あるいはおかしいことはないかということについて、建設的な見地から、誹謗中傷ということではなく、意見を吸い上げるというような仕組みが必要ではないでしょうか。今後各省庁の方々に実施要項の改善を促していく上でも重要なエビデンスになるのではないかと思います、ぜひ検討していただければと思います。

2点目は、事業の区分についてです。これまでは余りにも事業の単位が大き過ぎるので、少し分割して入札していく方がよいのでは、ということばかり考えていました。ですが、事業者様の改善提案において、S社さんの施設管理についてのものですが、設備更新や修理等については業務の範囲外、つまり仕様書の枠から離れるとされ、別途入札となるとあ

りました。事業の区分について、細かくやることが本当に善かということ、つまり、区分についてはもっと業務の性質に応じて考えなければいけないのではないかと思った次第です。考え方について是非ディスカッションしてつくっていかなければいけないのではないかと思いました。

3つ目は、これは永遠の課題なのですが、複数の事業者様が指摘されていますが、大変低い価格で落札した企業が、結果として、途中で倒産してしまったとか、きちんとやり遂げられなかったなど、実施能力に問題があった落札企業があったということでした。これらは、一部かもしれませんが、民間の創意工夫を活かして質を高めるというのが市場化テストにおいて一つの目標であったにもかかわらず、やはりまだ価格に引きずられていることが多いということを実感しました。市場化テスト開始から8年程度経過しているということを考えますと、もう少し、考え方を質のほうに少しかじ取りをする必要があるのではと思いました。例えば、価格については幾つかの事業者の御指摘がありましたが、政府がどの程度価格低下を望んでいるのかについて提示して、それに対して、どの程度のサービスが提供できるのか、という考え方もあるのではとのことでした。価格を決めてサービスの質で争うという発想です。これ以外にもさまざまなアプローチがあると思いますが、そうした質と価格のことについても考えるべきときに来たのではと思います。

4点目は、先ほど石堂先生がおっしゃっていた資料3-1の新たな対象事業のその他のところに書いてあるシェアードサービスについてです。前に、大学の旅費の精算をするシステムを構築するのに1校だけでは大変費用がかかるという話がありました。複数の大学で同じシステムを使ったらどうかという意見も出されましたが、結局大学ごとに事務のやり方が違うからできないということでした。ですが、冷静に考えたら、事務処理の問題であれば、あわせればよく、そうした考え方の方が筋ではないかと思いました。

こうした例は大学に限らず、いっぱいあると思います。個々で、ITシステムを組むとかなり費用が必要となりますが、共通化して、全体で共通システムを一つ作り共同で使う方が、一府省あるいは一実施団体当たりのコストが下がるというのは明白です。その仕組みづくりを、この委員会ですることができるのかどうかはわかりませんが、少なくともそうしたアプローチが望ましいと見られる分野がこれぐらいあるということを外に言うぐらいはできるのではないのでしょうか。旗を振って共通システムをつくりましょうというのはちょっと難しいと思いますが、こんな分野が工夫できますよ、もうちょっと無駄が全体としてなくなりますよ、という提言のようなものについては、新たな取り組みとしてできるのではないかと思いました。

以上、4つです。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ほかに何か。では、井熊委員、どうぞ。

○井熊委員 皆さんおっしゃっているように、こういうヒアリングをすることで大分いろいろ意見が聞けていることは大変プラスだったと思います。

総じて言えば、民間の裁量を上げていって、民間の創意工夫でもって質と効率を上げていこうというような意見だと思うのですが、先ほども御指摘があったように、そういうものを予算制度から上げていくというのは結構大変で、そういう難しいハードルは長期的な課題としつつ、当面どういことをやっていくのかということが重要だとは思いますが。これに出ている例えば総合評価の問題とかは、私も質とコストの配分なんかは固定化しているなど、一つ一つの業務の中でこの業務に合った配分がどのくらいなのかということが十分考えられているのだろうかということは多々あるかという感じがします。

経験的に言うと、例えば加算方式でもって1対1でやった場合は余り質の競争にならないでコスト競争になるけれども、6対4か7対3ぐらいのところでは質とコストが逆転とか、やはりそういう経験値はあるわけで、この業務はこれだからこの比率なのだということをもっと少し明確にしないではいけないと思います。

あと、もう1つこの表の中で気になるのは、お金にかかわる部分、例えば予算の確保であるとか、追加作業に対する適切な変更であるとか、民間が一番気になる場所なのですが、これが無印になっていて、各府省との問題意識の共有となっています。ここら辺は共有して皆さんが対応すればよろしいのですが、例えば追加したらお金を払うのは当然であるということで、コスト面の切実な問題に関しては応えたほうがいいのかと思います。

例えば統括業務に対してコストをちゃんと予算計上しないというのも、これも以前から言われていることで、そういうところに関しても指針を出すことはできるのではないかと思います。

あと、民間事業者に自由度を出す場合に、余りスペックで縛らないでくれと、ただスペックを余り書かないとどういことをやっていいのかわからない、こういう相反する意見がよく出てきます。これに関しては、過去に内閣府のほかの部局でもってアウトプットスペックとインプットスペックというのを分けて、定性的なアウトプットでやりたいことを明記して、細かいところは例示して、そこは民間の自由度に任せる、そういう書き方の工夫もされているので、例えばそういうのを例示していくとかいうことで、予算制度みたいな難しいところにさわらないというか、逃げるわけではないですけれども、それは長期的な課題としつつ、どうやって今の制度の中で民間の自由度を上げていって、払えるものは払うことができるかをちゃんと議論していくべきなのかなと思います。

以上です。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ほかに。前原委員、どうぞ。

○前原委員長代理 引頭さんの御意見のところでは感じたのですが、統計調査なんかでも今やっているやり方をそっくり民間に移そうとするので余り変えられないのだけれども、統計のとり方、ベースから全部変えてよろしいといったことでアイデアを出してもらったら、ものすごく変わるのではないかなと思うことがたびたびありました。主査をしていて感じたのですけれども、そういうやり方になっていないのですね。例えば業者関係の調査だった

ら、みんなネットでやってしまえば、あっという間にできてしまうのに、郵送したり調査員が行ったりしてやっているのですが、そういう基本的に最初のベースのところから変えていいとか、改善した業者に対してはすごくメリットを与えとかやったらいいと思うのです。最初のころは、わざと失敗するようなケースを出してきていて、何を考えているのだと私も怒ったことがあります、最近はそのようなことはないと思います。ベースから変えていいということで業者に頼むと全く変わってくるのではないかと思います。

○樫谷委員長 貴重な御意見をありがとうございました。

いずれにしても、やっていることをそのまま市場化テストにしようと、北川委員や前原委員がおっしゃいましたけれども、そうではなくて、アウトカムをベースにどういうことをやれるかという入札のほうが本当の意味での市場化テストなのかもわかりません。これは地方と国との関係もそうなのかもわかりません。

川島委員、どうぞ。

○川島委員 皆さんおっしゃっているとおり、非常に有益な意見交換会であったと思っています。

1つ意見と、2つ質問です。

1つは、左下の「消費税増税分の適切な精算」は一体何なのかと個別に見たら、自治体によって精算してくれる部分の範囲が違うということなのですね。消費税の引き上げにあたり、適正に価格の転嫁も行われるようにということは国を挙げて今やっていることですので、そういった恣意的に、ここはやっているけれども、ここはやっていないということがないような、また別のやり方での適正な精算の徹底ということが必要ではないかと思いました。

質問が2つありまして、1つは、ハローワーク等の雇用支援の分野、国立病院、こういったところを新たな対象事業として検討の俎上に上げること自体は特に異論はないのですが、ハローワークがこれまでこうしたものの対象に上がってこなかった理由は何なのか。私は労働団体にいるのですが、部署が違うと不案内なところもありまして、その点、概略をひとつ教えていただけたらと思います。

もう1点は、右側の「実施要項、仕様書の内容」の「CSRの観点を仕様書に反映するとともに経費を計上」というところで、こうした御意見の趣旨、意図を確認したいと思っています。非常に重要な課題でもありますので、星印がつけてあることそれ自体は異論がないのですが、一つには女性の活用や高齢者雇用、あるいは障害者雇用というものをこれからどんどん促進していかなくてはいけないので、そうしたことにつながるような仕組みにしていくべきだ、そういうことを志向していくべきだ、そのときには経費もかかるので計上するようにと読み取るのか、そうでなくて、今後、企業が女性、高齢者、障害者を活用するようになると企業に負担がかかっていくので、この種の市場化テスト、入札においてもその辺のところは面倒を見なくてはいけないということなのか。似ているようでちょっと視点が違うのかなという気がいたしました。多分、前者なのかなという気がしてい

るのですけれども、この意見交換会の中で御発言をされた方のその辺の趣旨がわかれば補足いただけたらと思います。

○樫谷委員長 よろしいですか。どうぞ。

○新田参事官 ハローワークとか国立病院に関しまして、全く議論になっていないということでは必ずしもなくて、ハローワーク関係でいうと人材銀行みたいな部分は出せるのではないかということも含めていろいろ検討を進めたという経過もございます。病院に関しては実は医業未収金の回収に関して一度検討したことがあるのですが、余りうまくいなくて、今回御提案いただいているのは、割と簡単というところなんですけれども、一般的にやれるようなことがあるのではないかという意味での御提案をいただいていると感じております。

先ほどの石堂先生の御意見も含めてなのでございますけれども、改めて民間からの意見募集を11月に行いますので、法に基づく手続ですが、この中でこういうテーマを挙げていただいて、挙げていただくことによりまして、実施府省も呼んで監理委員会としてのヒアリングをやっていただくという方法もございますので、そういったところでもって具体的にどういうところまで話が突っ込めるのかも含めて改めて検討できればと感じているところでございます。

CSRに関しましては、政府として例えば女性雇用を推進しようと、30%という具体的な目標も出たりということもございまして、そういうときに要項あるいは仕様書の中で企業の評価のポイントとして、女性をちゃんと雇用している、障害者の方を雇用しているというところを評価できないか、恐らくそういう趣旨だと理解しております。

一方で、例えば今の地方再生や女性の雇用の関係で、女性を雇用している企業については優遇する、あるいは地方再生の中で地元の企業を優遇するとかいうことについて検討すべきだという話も政府の中で進んでおりますので、そういった部分についても話が出てくれば、それについて同じように要項の中に組み込んで評価しますよと、評価する以上はその分の経費を見ていくことも必要ではありませんかと、恐らくそういう御趣旨だろうと思います。

○市川事務局長 もう1つ補足で、ここは女性活用と書いてありますけれども、これは本当は失礼で、業者の方が言われたことをそのまま書いてしまっているのですが、女性の活躍の場を拡大するということです。中長期的には、ダイバーシティーといいますか、いろいろな方が働いていただければ企業の発展に結びつく、短期的には移行コストといいますか、そういったことがかかる、そういうことで両方に多分とれるのではないかと思います。

あと、ハローワークのお話ですけれども、これは別にコア業務を民間の方が自分たちがやりたいというわけではなくて、周辺の部分だったらできるのではないかと、私どものほうが知恵があるのではないかとというようなことをおっしゃっていて、それは従来からも、例えば人材銀行なんかで地方はやってきていると思います。聞いてみると、どうしてもハローワークでないとできない部分は残るのだろうという話だったかと思います。ただ、もち

ろんほかにいろいろできるところはあのではないかということだと思います。

○事務局 済みません。1点だけ。ハローワークにつきましては、ハローワーク等分科会というのが監理委員会の下にぶら下がってしまっていて、過去その中でいろいろ議論して、ハローワークの派生機関であります人材銀行について一度、民間競争入札を実施しております。ただし、その結果が余り思わしくなかったということをごさいますけれども、今、官にその業務を戻しております。現在、業務フロー・コスト分析を監理委員会のもと、行っております。再度、民間競争入札の実施の可能性があるかどうかというところを検討している状況でございます。

○樫谷委員長 稲生先生、どうぞ。

○稲生委員 3点ほどコメントがございますので、申し上げたいと思います。

まず1つ目が、資料3-1で言うところ「実施要項、仕様書の内容」のところでございまして、民間事業者の意向を反映した目標値の設定ということで、情報共有してほしいということ。資料3-2で生の声を見るともうちょっと厳しくて、官が目標値を一方的に決めるのではなくて協議をしてくださいというような書き方になっています。結果的に何である種の官と民でそごが出てくるのかということ、どうも官としては例えば管理業務であれば、こことここを週何回掃除してほしいとか、こういう薬剤を使えとか、やはり仕様に近いような発想で委託契約、要項案をつくる傾向にあって、我々小委員会でもなかなか悩ましい思いをしています。本来であれば、提供していただきたいサービスの内容を定めるということが大事で、方法論的なところは民間さんに提案してもらったほうが多分いろんなことが出されるのではないかと思います。逆に言うとそうならない。それが恐らく目標値の関係の意見のそごみみたいなところに出てくるのかなと思います。

したがって、もし可能であればですが、特にイギリスとか、そういう先進的なところ、海外でどのような形の契約、いわゆる要項的なものになっているのか、サービスを提供してほしい、それがビル管理的なものであればそれについての契約のひな形はどうなっているのかとか、我々、典型的に仕事をしているようなことが先進事例ではどういうふうな内容になっているのかというのをもしよければ委託調査的にやっていただくともうちょっとかみ合ってくるのではないかと思います。提案というかコメントでございます。

2つ目ですが、資料3-1で言うところ「調達に関する考え方」の黒丸の4つ目の引き継ぎ期間の確保というところ。いただいた御意見によりますと、前年の12月までには契約を終えていただければ十分な引き継ぎができる、確かにそうなのだけれども、一方で予算の絡みがあって、債務負担行為とかで長期契約を結んでいるのであればある程度予算額が固まっているのでしようけれども、最近、ドラスチックに金額が半減する、こういう例があって、官のほうから見ても痛しかゆしのところがあります。妙案はないのですが、そういう事情もあるので、なかなか前年12月まで、もっとさかのぼって10月ぐらいに入札するとかできないのだけれども、実態的にはできるのとできないのがあって、そこら辺はなかなか難しいと思います。結局は予算の仕組みになってしまうのかなというところがありま

す。これはやや愚痴めいたコメントでございます。

最後、3つ目ですが、資料3-1で言うと左下の「事業実施期間中の対応」ということで例の複数年度契約における自由度の拡大というところですか。これも我々小委員会ではかなりいろんなところで悩ましい思いがあって、本来5年で契約していたものをむしろ3年にしてくれという形で実施府省から言われる場合もあって、我々も仕方ないということでむしろ短目にせざるを得ないというところがございます。そうするとこれをどう改善するかと悩ましいのですが、今、一つの方法としては、出てきた過去の実績の内訳を、これは別に契約で決まっていなくても、なるべく自主的に開示いただいて、人件費とか、諸経費の内訳なのだけでも、結局そういう形でいただいて、次どうするのだ、あるいは将来どうなるのだということを見ていくしかないのかなということです。ある意味では契約した後に例えば何割の範囲で契約の変更が可能だとか、そこら辺まで目安をつけてやるような方法ぐらいしか思いつかないというのがあります。この点も、もし妙案があれば逆に皆様からいただくと小委としても大変助かるということでございます。つまり、民間さんの御意見のとおりという感じがするところでございます。

以上、3点でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○新田参事官 最初の海外の事例を含めて先進的な取り組みをというお話は少し検討してみたいと思います。契約の中でも、正直に言うと、契約に余りふなれな府省さんが総じてこういう問題を起こしておりまして、公共事業とか非常に契約なれているところはこのあたりについてかなりきっちりつくっているものもありますから、そういったものも含めて、よい取り組みみたいなものをうまく紹介していくようなことも含め、検討してみたいと思います。

2つ目の問題は、抜本的な解決はなかなか難しいところではありますが、小手先といえれば小手先なのですが、複数年度化とあわせて事業の開始期間をずらしてしまうというやり方もあることはあります。例えば半年ずらしてしまえば、予算が決まってから十分時間をかけて発注先を選ぶことができますので、そういった取り組みのやり方もあるということも含めて、それは財政部局のほうとの調整とかもあるでしょうから、なかなか簡単には進まないと思いますが、複数年度化とあわせてそういう取り組みの工夫の仕方もあるということも紹介していけるのかなと思います。

最後の話、何年が必要なのかというのは、先ほど初めのほうでも御意見がございましたけれども、業務ごとによって恐らく適切な年数というのはあるだろうと、経験値的に積み重ねていくことがあるのかなと思っておりますので、期間につきましては、実施府省のほうと協力しながらデータを積んでいくということが要るのかなと思っております。また、評価のほうで皆様の御意見をいただければと思っております。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

○市川事務局長 御指摘のあった稲生先生のほうが、海外でどういうふうに民間の知恵を一連の契約プロセスに入れていくかということとはよく御存じだと思いますけれども、イギリスあるいはEUとか競争的にどうやって知恵を入れるか進めているようです。一つ問題になるのは、提案は自分たちのノウハウで人に知らせたくないのだけれども、機密を保ちながら、出してもらっている役所の側はどうするかというような問題もあったりします。ただ、日本の場合、契約法に縛られるのですが、実は余りそこら辺は書いていないので、逆に工夫できるかもしれないかなど。要するに、どこか一回、公平かつ公正に機会を与えれば、最後の契約の段階だけきちっとやればいいということですので、いろいろできるかもしれません。そこらは勉強しておりますので、いいものができましたら御紹介したいと思います。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 小委員会で実施要項を審議させていただく者として、とても厳しい御批判がございまして、仕様書の内容と現実が違うという御指摘が何点かございました。小委員会では15分ほど実施府省様から説明を聞いて、内容を理解して、30分ほど質疑をさせていただくのですが、その際に、事務局の方が事前に現場に行って内容を見て、感想を事前打ち合わせで言っていただき、非常に役に立った例がございます。特に1者応札が10年ぐらい続いているもので実施府省さんがその事業を外に出して長いときには、業務の内容を理解しておられないことが非常に多くて、そのときに理解を助けるという意味で事務局の方も現場に行ってくださいと、開示の内容をどうしたらいいか、業務をどの程度細かく書けばいいか、その感覚を実施府省さんにお知らせいただけるので、とてもいいかと思いました。

それから、契約内容の変更をしてほしいというような御意見もございました。そのときに、契約変更は監理委員会の議を経なくてはいけないということで、皆さんにとって非常にハードルの高いものになっていて、現在では無理かとは思いますが、事前包括承諾できるような契約変更の項目みたいなものがもしつくれば、将来にわたって自由度を高める実施要項ができるのではないかと考えました。

以上です。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

民間事業者の方は本当にいろんなことを御提案いただいている、ビルの清掃というのでしょうか、ビル管理でたまたまある人がいらっちゃって、ふつうのところは1階から8階まであったとき、1階は毎日やらなければいけない、それ以外は汚れないので1週間に1回でいいとか、窓もこっち側はいいとか、細かく見れば一律にやる必要はないのだと、そうすると相当コストが下がるみたいなことをおっしゃったところがありました。そういう民間の現場に即した知恵を提案していただくのはいいのかもわかりません。私も入札監理小委員会を長くやっておりますけれども、仕様書を見ただけでは現場がわからないので、つついそうだと思ってしまって、若干クレームをつけるぐらいで終わってしまうのです

が、私も含めて少し反省しなければいけないと思いながら聞いておりました。

何かございますでしょうか。引頭委員、どうぞ。

○引頭委員 さっきの川島委員のおっしゃった実施要項の仕様書内容のCSRのところですが、少しひっかかるものがあります。落札企業がCSRに取り組むのであれば、コストアップになるのでその分の費用計上を認めるべきという主旨が書いてありますが、全社のヒアリングを拝見したところ、CSRについて指摘されているのは、M社さん1社のみでした。M社さんもよく見ると、5ページ目の(6)ですが、今後、会社としてやらなければいけないCSRの観点から、今後は女性活用、高齢者雇用、社会的弱者の雇用というのが当然ふえていくことになるので、仕様書を変えてもらったり、管理の仕方を変えてもらったり、コストも考えなければいけないと言っているだけに過ぎません。女性活用、高齢者雇用、社会的弱者を雇用していく中で経費が上がるからそれを費用として計上させてくれとは決しておっしゃっていないと思います。

CSRへの取り組みについてどう評価していくかについてはいろいろなアプローチが考えられます。例えば、厚生労働省からの指摘のように、社会保障を整備しているかということも挙げられます。そうしたことをきちんとしている会社に対しては、入札の際に、より点数を高く差し上げるという考え方もあるかもしれません。必ずしもCSRを推進していただく際に、経費だけではないかもしれないと思いますので、経費計上ということのみを監理委員会が言っているのかについては、少し話し合わなければいけないのではないかと思います。

○樫谷委員長 総合評価の中で一つのポイントというのはいいけれども、そのための経費をわざわざ計上する必要はないのかもわからないですね。

○引頭委員 監理委員会として話し合った上でそのように決定するのは良いのですが、たった1社の一意見だけで決めてしまうには、少し大きい問題だと思います。私も女性ですが、女性活躍ということが、コストとしてとらえられているとなりますと、多くの女性はがっかりすると思います。こういう正式な委員会ですらそういう結論になること自体が、女性活躍に水を差しかねない、という見方もできます。少し落ちついて何が一番の目的か、アウトカムなのか、を考えてやるべきではないかと思った次第です。

○樫谷委員長 ありがとうございます。そのとおりだと思います。

ほかにございますか。どうぞ、北川委員。

○北川委員 私もほとんど似た意見ですけれども、大分進んできまして、コストの面、財政的な面だけでいいのかという、委員長さんがおっしゃったアウトカムという世界、そういうところまでどのように進化させていくのか、それともさせないのがいいのかというのは、私は詳しくわからないのですが、アウトカムの時代にぼつぼつ入ってきているのかなと思います。

したがって、特に施設管理なんかの点で、今、地方議会なんかでも随分有名になって、もめて、泣いたり走ったりしていますが、議場を管理することになると、役場とか

市役所の1階に置いてあるわけですね。年間100回ぐらい仮に使うとしたら200日ぐらい遊んでいるわけです。それを貸したらどうだ、それこそ開かれた議場ではないかという発想までいかないと、開かれた議会ではなしに、一番奥の、しかも守衛みたいなのがいて無意味なことを書かせるのです。名前は誰で年は幾つでと、議員のほうは怪しいではないかという極端な話ですが、そういう議論が本格的にならないと、本当の効率的な行政とか、官の仕事、公の仕事ができないのではないかと、ところへ踏み込むのがいいのか、監理委員会でその限界というのももう一回御議論いただいたらうれしいなど、そんなことを思いました。

以上です。

○樫谷委員長 大変ありがとうございます。

時間がほぼ来たのですが、きょうは特にこういう民間からの提案について有用な意見がたくさんありました。また、たくさん御意見いただきまして、ありがとうございます。

もう一つだけ言うとおこうという方はいらっしゃいませんか。よろしいですか。

ありがとうございました。

では、事務局は連絡事項がありますか。

○新田参事官 連絡事項といいますよりも、今、大変活発な御意見をいただきまして、民間の方の声をきちんと聞いて監理委員会の審議などにも反映させていくことが重要なことだと思っております。今回、一回やってみようということで事務的に事務局のほうでヒアリングさせていただいたところでございますが、ぜひ一度、委員会の先生方が直接、民間の事業者の方から御意見を伺う場所をセットさせていただければと考えておりますが、その点についていかがでございましょうか。

○樫谷委員長 直接ということではよろしいですか。

(委員首肯)

○樫谷委員長 そうしたいということでよろしく申し上げます。

○新田参事官 あともう1点、特に長期的な課題を含めて、これからの公共サービス改革の進むべき方向みたいな部分の御意見もかなりあったかと思っておりますので、そういった面につきましては、個別の議論だけではなくて、できれば次回の3年報告書の中にも反映させていくように工夫したいと思っております。3年報告書の審議の折にもまた御意見いただければと思います。よろしくお願いたします。

○樫谷委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、今後の監理委員会において民間事業者との意見交換の場を事務局に設定していただきたいと思っております。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題を全て終了いたしました。

本日の監理委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。